

○高圧ガス第一種製造者(冷凍関係事業所用)『保安教育計画』の基準

《高圧ガス保安協会》

〔項目のみ記載〕

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義
 - ① 規則、規定類等
 - ② 協力会社
 - ③ 教育実施責任者及び教育訓練指導者
 - ④ 異常状態
- 3 保安教育計画の位置付け等
 - ① 保安教育計画の位置付け
 - ② 危害予防規程との関連

全文の参照をご希望される方は、下記へ
お問合せください。

高圧ガス保安協会（高圧部）
東京都港区虎ノ門 4-3-13
神谷町セントラルプレイス
電話 03-3436-6103

第2章 教育体制

- 1 教育実施責任者及び教育訓練指導者の選任
- 2 教育実施責任者等の職務
 - (1) 保安教育計画の作成及び整備
 - (2) 実施計画の作成及び推進
 - (3) 保安教育訓練の実施、指導、記録及び資料の作成

注：これらの職務の分担は、事業所の実態に応じて定めるものとする。
- 3 教育対象者
 - (1) 当該事業所の製造施設の保全、運転、防災の管理に従事する幹部従業者
 - (2) 当該事業所の製造施設の保全、運転、防災の管理に従事する現場従業者
 - (3) 当該事業所において作業する協力会社の従業者
- 4 教育訓練の実施計画
- 5 教育訓練の推進
- 6 教育訓練の記録及び評価
- 7 資格取得の奨励
- 8 改善提案及び表彰制度

第3章 教育の資料等

- 1 資料等
- 2 テキスト

第4章 教育の方法及び時期

- 1 社内教育
- 2 社外教育
- 3 機会教育

第5章 高圧ガスの種類ごとの教育

- 1 可燃性ガス
- 2 毒性ガス
- 3 不活性ガス

第6章 対象者別の教育内容

- 1 幹部の教育訓練
 - ① 保安意識の高揚
 - ② 規則、規定類等の体系とそれぞれの運用管理に関する事項
 - ③ 取扱う冷媒ガス、冷媒の限界濃度並びに製造施設、製造設備に関する技術
 - ④ 事故・災害時に対する訓練
 - ⑤ 他の事業所における高圧ガスの保安に関する情報
 - ⑥ 社外における高圧ガスの保安に関する情報
 - ⑦ その他必要事項
- 2 現場従業員の教育訓練
 - ① 保安意識の高揚
 - ② 規則、規定類等の周知
 - ③ 取扱う冷媒の性質
 - ④ 製造設備の運転操作及び関連する技術
 - ⑤ 運転不調及び異常状態に対する教育訓練
 - ⑥ 安全に関する一般的な規律の確立
 - ⑦ その他必要事項
- 3 未熟練従業員の教育訓練
- 4 防災関係者の教育訓練
 - (1) 防災に関する体制、方法、通報連絡、施設等の緊急時における編成、配置並びに指揮、行動に関する教育訓練
 - (2) 局部防災訓練、総合防災訓練
 - (3) 中毒、酸欠、火傷、凍傷等の救急に関する教育訓練

- (4) 地域防災に関する体制、方法、通報連絡、分担、その他必要事項に関して対応できる合同訓練

第7章 協力会社従業員の教育訓練

第8章 保安教育計画の制定及び変更

- 1 作成、制定及び変更の方法
- 2 経過の記録